

最終覆土工事について

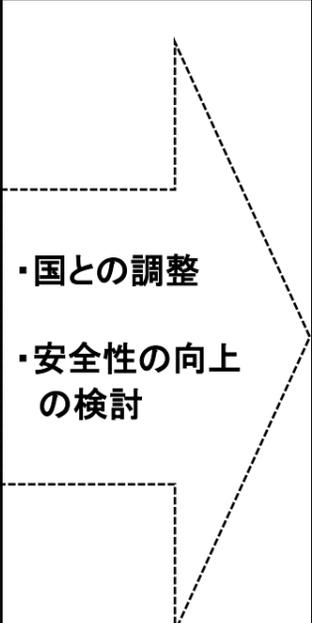
資料1

1 基本的な考え方

①法令等	②埋立地の状況
<p>埋立終了(H26.4.8)後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、公害防止協定に基づき、廃棄物の飛散・流出及び悪臭の発散を防止するため、速やかに厚さ1mの最終覆土を行わなければならない。</p>	<p>覆土工事前の埋立地は、廃棄物の埋立を途中で終了し、異常検知箇所を深さ約10m掘削したことなどから、複数の段差(斜面)が存在するとともに、場所によっては厚さ20cmの覆土しかない所もあり、安定形状とはいえない。 こうした状態のままでは、非常に激しい雨や風などにより、覆土が流出し、廃棄物が露出・飛散する恐れがあるので、速やかに埋立エリアを厚さ1m以上の土砂で平らに覆う必要がある。 なお、廃棄物が埋め立てられていない法面部は、モルタル吹付を行う。</p>

2 覆土工事の一部変更

○平成25年12月18日の安全管理委員会で説明した工事内容について、平成26年4月に詳細設計を行った。

H25.12月(概算設計)		H26.4月(詳細設計)	詳細設計の考え方
<p>①埋立エリアは、貯留構造物(えん堤)の天端まで土砂で平らに覆う。</p> <p>※覆土の標高:一律802m</p> <p>法令基準に適合する施工内容</p>		<p>①埋立エリアは、約2%の排水勾配をつけて土砂で覆い、貯留構造物の内側には側溝を設ける。</p> <p>②貯留構造物の天端にある遮水工を土砂で覆う。</p> <p>①、②の施工に伴い、天端に土留コンクリート壁を設置する。</p> <p>※覆土の標高:(低)802.5m~(高)805.75m</p> <p>安全性を向上させた施工内容</p>	<p>閉鎖決定(H25.12)後、満杯にならなかった埋立地を長期間、安全かつ安定的に管理するための施工内容について環境省と協議した結果、</p> <p>①埋立エリアは、水溜りが生じないよう約2%の排水勾配をつけ、表流水(雨水)を貯留構造物や左右岸付近に設置する側溝を経由して速やかに埋立地外に排水できるようにした。</p> <p>②天端にある遮水工(遮光性不織布及び遮水シート)は、日射等による経年劣化が生じないようにした。</p>

3 工事施工図面

図1 最終覆土平面図・縦断図・横断図	図2 覆土表面の雨水の流向及び排水計画	図3 貯留構造物付近(コンクリート壁、土側溝)詳細図	図4 モルタル吹付と左右岸の側溝詳細図
--------------------	---------------------	----------------------------	---------------------

4 工事進捗状況

5/1~6/19	6/25~7/17	7/22~	※参考
異常検知掘削箇所に廃棄物を埋戻し	明野廃棄物最終処分場問題対策協議会による抗議活動により、覆土の搬入を中断	覆土搬入を再開	図5 着工前、現況の写真